

令和5年 第9回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年9月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 令和5年9月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 15名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 6番委員 青 柳 健 市 7番委員 鈴 木 保 雄
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿 10番委員 阿 部 均 司
11番委員 藤 井 好 博 13番委員 阿 部 敏 男 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸 澤 奈実恵
- 4 欠席委員 4名
5番委員 片 野 羊 二 12番委員 庭 野 明 14番委員 原 澤 幸 好
19番委員 中 島 エ リ
- 5 議事録署名委員
18番委員 戸 澤 奈実恵 2番委員 近 藤 民 治
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第37号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)農業経営改善計画の認定について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番戸澤奈実恵委員・2番近藤民治委員を指名し議事に入る。
 続きまして、4の議事に入ります。
 議案第35号 農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より一括で説明がございます。

事務局	そうしましたら、1ページをお開きください。 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件1件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・番号1、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局よりご説明がございました。 ここで委員さんの調査報告をお願いしたく思っております。
9番委員	委員番号9番、須藤です。 このたび、〇〇担当でございます。よろしくお願いいたします。 本件につきましては相続により発生したという内容であり、始末書つきの件でございます。 9月3日、現地視察しました。それで、倉庫ともう1軒はしっかりした建物で、以前印刷所として使っていた建物です。周辺農地については何の問題もないと思います。 以上です。お願いします。
議 長	ありがとうございました。
事務局	補足でちょっと説明が。申し訳ありません、本来はちょっと委員さんが説明される前にちょっと説明しなくちゃならなかったんですけども、ちょっとこちらのほうからもう一度説明いたします。 今回の4条の案件1につきまして補足説明いたします。 申請者の代理人からは当初7月に5条許可申請のみの提出がありまして、申請地には申請者の父親が先ほど申し上げましたように30年以上前に農地法の許可を得ずに印刷所及び倉庫を建てたことがわかりまして、それにつきまして県の担当者のほうから違反転用になっているということで指摘を受けまして、5条で申請ではなくて4条と、これからまた説明していたように5条で別々に申請していただきたいということで話がありましたので、今回最初に4条の申請をすることになりました。 以上です。
議 長	ただいま事務局より詳細説明がございましたが、これが4条の1で認可されると、今度は5条でそのまままたこれも一括で認可するということかな。
事務局	ちょっと説明が足りなかったので私のほうから補足で説明させていただきます。 こちらの案件については先ほど説明したとおり最初一括で5条で全部の分を5条で転用したい、違法の追認もあるけれども始末書もついてはいたんですけど

れども、建物敷地の部分も含めて5条でという申請だったんですけれども、県の担当のほうは、最近やはり特に国からの指導もあったり、追認の部分については責任の所在も含めて出しなさいというふうなところがあるところから、追認の部分についてはもうそのとき過去に遡って今の所有者の父親が違反として4条の違反をしていたんだと。それ以外の部分は5条で違反はなかった、その後農地のままですから、今回についての案件、今回の〇〇さんに譲られれば結果として5条との申請という形です。4条の部分は違反の追認の部分ということで面積も分けて、申請をしなさいということでその指導になりました。

実際では、4条の部分がかかったとしても、5条の部分も含めて両方一緒に〇〇さんが譲渡を受けるというような形になるようでございますので、その段では農地法の手を離れているということから、それとしてはあくまでも4条部分で追認の部分の責任の所在をはっきりしたというような申請の仕方になろうかと思います。

補足の説明とさせていただきます。

議長 分かりました。4条でこれを追認するという格好にして、書類等が残っていることですか、しっかり。

(「はい」の声)

そうすれば、4条で処分すれば農地から離れるから、農地法、それはもうそれだけやるべきことです。

皆さんのほうから何かご質問はございませんか、お願いいたします。

質疑がなければ……

6番委員 この4条で出している部分は登記名義人は〇〇さんになっているんですか。4条だから自分の土地ですよ。所有欄には〇〇さんですか。

事務局 所有者は〇〇さんです。

6番委員 次の5条のところにも〇〇で同じ感じで〇〇さんになっていますけれども。

事務局 もともとは、先ほど説明したとおり、〇〇さんに譲られるのが本当は全部まとめて目的だったようです。ただ、追認の部分だけ4条でご自身の違反だから、4条で建物が建っているところ、印刷所と倉庫が建っているところについては4条で申請を出しなさいという県の指導のことのようです。その後、4条が済んだ後、農地法の手を離れるので、その後一括で購入されるというようなお話のようです。

6番委員 そうすると、事実上の登記簿上は4条で出している分も〇〇さんの名義になっているということですか。

事務局 いえ、〇〇さんはこれからですね。まだ〇〇さんの名義です、両方ともです。これで4条が通れば4条の部分はもう既にその部分としては農地法から離れるので、移転は可能となります。それも含めてです。

6番委員 これ4条でやっていて地目変更してから〇〇さんに渡すということ。

はい、分かりました。

事務局 補足すると、上物もあるので、その上物についても倉庫についてもその後、〇〇さんが一緒に底地と合わせて購入しちゃうというふうなお話で固まったそうです。

議長 青柳さん、よろしいでしょうか。
ほかにご質問ございますでしょうか。
(「ないです」の声)
なければ皆さんにお諮りいたしますが、許可ということでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
異議がなければ許可といたします。
続きまして、議案第36号 農地法第5条1項の規程による許可申請に対する意見について、事務局より一括でご説明がございます。

事務局 3ページをお開きください。
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。
別紙記入事件3件。
次の3ページをお開きください。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、よろしくお願いいたします。

議長 事務局よりご説明いただきました。また、補足説明もありましたが、もう少しよく、番号1番について、要するに現況4mは開いていなくて建築許可は下りなかったと。それで土木と話し合った結果、土木にあと2m下がって4m開けるような格好で、それだったら許可できるよという話、もうちょっとかいつまんで、結果どういうふうになったかちょっと教えて。あと、長ったらしくて本当によく分からないから。

事務局 建築基準法に合うように……、
(「その場合4mですよ」の声)
4mの場合は通常の基準で建物設置するんですけども、接道が4m未満の場合については、例えばとして2mセットバック、実際に申請書の書類で見ますと、建物は道路から2m以上離れた場所に設置するとなっていますので、そういったような建築基準法の基準を満たすような設置方法で建物を建築するのであれば、建築の許可は下りる見込みがあるということで今回建築の見込みがあったということで審議をお願いしております。
以上です。

議長 皆さんのほうから何かご質問ございますでしょうか。
すみません、現地の調査結果をお聞きするのを少し忘れておりました。大変申し訳ないです。

調査報告を担当地区の委員さんをお願いしたいと思います。すみません。

7番委員

7番、鈴木保雄。

第5条の許可申請が出ておりましたので、この調査を8月7日現地調査を行いました。この後に申請者の代理人に確認いたしました。転用目的の確実性については申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいということです。

また、申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況からも問題は見当たりません。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですけれども、支障のようなものが周辺農地の営農を行う上で支障はございません。同様に転用することによって、生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思います。

さっき、事務局の伊平さんから説明いただいたんですけれども、この農地は現状道路が2mに満たないから、その中で実際公図上の道路は4mあります。そういうところから、これの転用に関して建築許可上道路4mないと今度は建築許可にならないんですね。ただ、この建物は3坪以内であるため建築許可が要らないような気がするんですけれども、その辺でただ問題が生じまして、それなものだから8月以来報告するわけだと思うんです。その一つとして調べている。そうしたら、土木事務所また地域整備課の人が出まして、なくてもいいんでないですかということになりました。それで、その上で今伊平さんが説明してくれたような結果になったと。

私のほうからは以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

鈴木委員、大変ありがとうございました。また、大変私がうかつで大変失礼いたしました。

ただいまの説明で、農業委員会で建築法のほうは関係ないといえれば関係ないし、あれなんです、やっぱり許可をしてその後にそういう問題が発生したというのはやっぱりうまくいかないの、事前にやっぱりその辺を調べていただく。何か非常に鈴木さんにはお骨折りをいただいたようなことでございます。

皆様のほうからの質問をお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第36号の1の案件は許可といたします。

続きまして、ナンバー2の案件でございます。担当委員の説明をお願いいたします。

9番委員

委員ナンバー9番、〇〇担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

この場所については〇〇の東に200mぐらいのところの場所なんです、先ほどの〇〇さんの件と同じでありまして、住宅間に挟まれたところなんです。それで、この〇〇さんと隣であるということで話を伺いました。それで、保安林に重機等が入るには道路がないのでそこを利用して入りたい、通路を造りたいということと、観光の車が駐まれる駐車場を用意したいということでありました。ということで、周りの農地も大した影響のほうもございません。

ぜひご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

担当地区の委員さんの報告がございました。
皆さんのほうからご質問ありますればお願いいたします。
お諮りいたします。許可することよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）

議案第36号の2の案件は許可といたします。

続きまして、議案第36号番号3についてこちらも担当委員の調査報告をお願いいたします。

9番委員

続いてであります、この案件は本年の7月に駐車場を造りたいということで申請した件の隣の用地になります。〇〇が今本格的になりまして、関係業者が非常に多くなってきたということで駐車場がとても間に合わないの、隣に増設したいということでの申請がありました。

用地担当の〇〇さんに確認をしました。令和7年9月いっぱいをめどに借りたいということでありました。返却については農地に復元しますということなんですけれども、2月20日から28日までが返還の期間になるということなんですけれども、雪が時期的にあるので応相談という。やっぱりその雪については問題なく処理をします、間違いなくきれいにできるようにしますということですので、これは大丈夫ですと。

周りに農地はあるんですが、耕作はされておられません。そういう荒れ放題といたしますか、立ち木が多いところがございます。問題はないと思います、周辺環境に問題はないと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
須藤委員のほうから調査報告がございました。
これにつきまして皆様のほうからのご質問ございますでしょうか。
なければ許可することよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）

議案第36号の3の案件は許可といたします。

続いて、議案第37号 農用地利用集積計画（一括方式）について事務局より説明がございます。

事務局

5ページをお開きください。

議案第37号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年307㎡、利用権存続期間は10年307㎡、畑の賃貸借の通年5,033㎡、使用貸借の通年442㎡、利用権存続期間は10年5,475㎡、田と畑の合計は5,782㎡です。貸し手は4戸、借り手は3戸で

ございます。

7ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。
改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局よりご説明がございました。

皆さんのほうからご意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

ないようですので承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第37号は承認といたします。

続きまして、5番の協議事項・報告事項に入りたいと思います。

(1) 農地法第18条6項の規定による通知について事務局より説明が
ございます。

事務局

8ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条6項の規定による届出について。

次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明にご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

報告事項なのでなければ承認といたしたいと思いますが、いかがでしょう
か。

(「異議なし」の声)

それでは承認といたします。

続きまして(2) 農業経営改善計画の認定について事務局より一括報告が
ございます。

事務局

9ページをお開きください。

報告第2号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続3件の認定案件となります。認定日は令和5
年8月9日となります。

恐れ入りますが詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認い
ただきますようお願い申し上げます。

以上よろしくお願いいたします。

議 長

これにつきましても皆様方からの質問、ご意見があればお願いしたいと思
いますが、なければこれも承認という形でいきたいと思います。

皆様のほうから報告、質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「異議なし」の声)

なければ事務局、何かご提案。

では、6番のその他に移りたいと思います。

皆さんのほうから何かございますか。

(「なし」の声)

事務局の用意はないですか。

以上で議事・報告事項の全てを終了したいと思います。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後２時１２分〕